

資料編

資料1 計画の策定経過

本計画策定に当たり、市民・事業者等からなる「環境づくり推進会議」並びに庁内関係部局からなる「総合調整会議」及び「総合調整会議検討部会」において、本計画の基本的な考え方や施策の検討を行った。また、庁内関係部局に対して、前計画策定以降に実施した事業等の状況や今後の事業展開に関するヒアリングを行うとともに、市民等に対して、アンケート調査や意見募集を行うなど市民の意見を把握した。なお、「環境審議会」に本計画（案）を諮問し、平成17年6月10日に答申を受けた。

開催年月日	名称	協議内容
平成15年		
11月4日	第1回総合調整会議	<ul style="list-style-type: none"> 市民等アンケート調査の実施について 庁内関係各課のヒアリング調査の実施について
11月	市民アンケート調査の実施	
11月	児童・生徒アンケート調査の実施	
11月17日 ～21日	庁内関係各課ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 現計画の施策の実施状況及び今後の事業展開について
平成16年		
2月27日	第1回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 市民等アンケート調査の結果について 実施事業等調査の結果について 新環境計画策定の基本的な考え方について
4月14日	第2回総合調整会議	<ul style="list-style-type: none"> 市民等アンケート調査の結果について 実施事業等調査の結果について 新環境計画策定の基本的な考え方について
6月9日	第1回環境づくり推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 市民等アンケート調査の結果について 実施事業等調査の結果について 新環境計画策定の基本的な考え方について
6月10日	「芦屋市の環境についてのアンケート調査の概要」を市広報紙に掲載	
7月1日	第2回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 実施事業等調査の結果について 新環境計画策定の基本的な考え方について 環境の現状と課題 芦屋市が目指す環境の姿
7月8日	第2回環境づくり推進会議	(仮称)新芦屋市環境計画(素案)について <ul style="list-style-type: none"> 「環境学習の推進」について 「自然環境の保全」について
7月23日	第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 新環境計画策定の基本的な考え方について

開催年月日	名 称	協 議 内 容
平成16年		
7月27日	第3回検討部会	(仮称)新芦屋市環境計画(素案)について ・ 「環境学習の推進」について ・ 「自然環境の保全」について ・ 「公害対策の推進」について
8月5日	第3回環境づくり 推進会議	(仮称)新芦屋市環境計画(素案)について ・ 「公害対策の推進」について
8月10日	第4回検討部会	(仮称)新芦屋市環境計画(素案)について ・ 「地球温暖化対策の推進」について ・ 「循環型社会の形成」について ・ 「美しいまちなみの保全」について
8月25日	第5回検討部会	(仮称)新芦屋市環境計画(素案)について ・ 「地球温暖化対策の推進」について ・ 「循環型社会の形成」について ・ 「美しいまちなみの保全」について
8月26日	第4回環境づくり 推進会議	(仮称)新芦屋市環境計画(素案)について ・ 「地球温暖化対策の推進」について ・ 「循環型社会の形成」について
9月24日	第5回環境づくり 推進会議	(仮称)新芦屋市環境計画(素案)について ・ 「美しいまちなみの保全」について ・ 参画と協働・・・それぞれの役割について
11月8日	第2回環境審議会	(仮称)新芦屋市環境計画(素案)について ・ 現環境計画の事業評価について ・ 新環境計画の基本的な考え方について
11月26日	第6回検討部会	(仮称)新芦屋市環境計画(素案)について
11月29日	第3回総合調整会議	(仮称)新芦屋市環境計画(素案)について (会議での意見に基づき、本計画の名称を 「第2次芦屋市環境計画」とする。)
平成17年		
1月17日 ~ 2月7日	ホームページ等による 市民意見の募集	第2次芦屋市環境計画(素案)について
2月18日	第7回検討部会	第2次芦屋市環境計画(素案)について ・ 市民意見への対応について
2月21日	第4回総合調整会議	第2次芦屋市環境計画(素案)について ・ 市民意見への対応について
3月7日	第3回環境審議会	第2次芦屋市環境計画(案)について諮問・審議
4月21日	第4回環境審議会	第2次芦屋市環境計画(案)について審議
5月25日	第5回総合調整会議	第2次芦屋市環境計画(案)について
6月10日	第2次芦屋市環境計画(案)について答申	
7月1日	第2次芦屋市環境計画策定(決定)	

資料2 審議会・委員会等名簿

芦屋市環境審議会委員名簿（平成16年7月1日現在）（敬称略）

氏名	所属等
浅川 好雄	芦屋市環境衛生協会会長
安藤 波子	国際ソロプチミスト芦屋 環境委員長
金子 泰純	和歌山大学システム工学部助教授
来田 守	市議会議長
小林 功	芦屋青年会議所 理事長
竹内 恵子	生活協同組合コープこうべ 理事
津久井 進	弁護士 芦屋西宮市民法律事務所
徳田 直彦	市議会副議長
野島 さゆり	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会会長
林 まゆみ	兵庫県立大学自然・環境科学研究所助教授
盛岡 通	大阪大学大学院教授
山崎 古都子	滋賀大学教育学部教授

：会長 副会長

芦屋市環境づくり推進会議委員名簿（平成16年6月1日現在）（敬称略）

氏名	所属等
石川 淳朗	芦屋川ロータリークラブ 環境問題特別委員会委員長
稲本 順孝	日本ボーイスカウト兵庫連盟 芦屋地区委員長
岩野 順子	市民公募委員
沖本 晴子	芦屋市子ども会連絡協議会 常任理事
加納 多恵子	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会 副委員長
車谷 博己	教育委員会学校教育部長
津田 秀穂	生活環境部長
新名 義昭	市民公募委員
平林 富久子	芦屋コープ委員会代表
廣利 英夫	芦屋市環境衛生協会 理事
福富 徳	自然環境等の専門的知識を有する者
藤田 芳子	芦屋市商工会 副会長・女性部部长
古市 景一	自然環境等の専門的知識を有する者
細谷 豊司	芦屋市自治会連合会 理事
前田 晴美	市民公募委員

：会長 副会長

芦屋市環境計画総合調整会議名簿

(平成16年4月1日現在)

委員
助役(生活環境部担当)
助役(建設部担当)
技監
総務部長
総務部参事(行政経営担当部長)
総務部参事(財務担当部長)
生活環境部長
保健福祉部長
建設部長
建設部参事(都市計画担当部長)
水道部長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

：議長　：副議長

芦屋市環境計画総合調整会議検討部会名簿

(平成16年4月1日現在)

委員	
総務部	総務部次長(総務担当)
	総務部次長(管財・契約検査担当)
	総務部次長(行政改革推進担当)
	総務部次長(市民参画担当)
	総務部次長(企画担当)
	防災対策課長
	主幹(国際文化担当課長)
	財政課長
生活環境部	生活環境部長
	生活環境部次長(総務担当)
	生活環境部次長(環境処理切羽担当)
	経済課長
	主幹(環境保全担当課長)
保健福祉部	健康課長
建設部	建設部次長(道路・公園緑地担当)
	建設部次長(下水道・下水処理場担当)
	建設部次長(建築担当)
	建設部次長(都市計画担当)
	建設部次長(都市整備担当)
	主幹(まちづくり・開発事業担当課長)
	主幹(南芦屋浜地区担当課長)
	開発指導課長
	街路課長
水道部	工務課長
教育委員会	管理部次長
	社会教育部次長
	社会教育部文化財課長
	学校教育部学校教育課長

：部会長　：副部会長

資料3 緑ゆたかな美しいまちづくり条例（抜粋）

緑ゆたかな美しいまちづくり条例 平成 11 年 3 月 19 日
条例第 10 号

（目的）

第 1 条 この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全(以下「環境の保全」という。)に関する基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健全で恵み豊かな環境 大気、水、緑その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、快適な生活環境や自然環境が確保され、潤いや安らぎを享受することができる環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 本市の緑ゆたかな美しい環境は、天与の自然美に加えて先人の賢明な努力の集積により形成されたものであるとの認識に立って、健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の市民に継承すべきこと。
- (2) 自然と人間との新たな調和を希求し、自然の摂理に則してその顕現を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の実現を目指すべきこと。
- (3) すべての市民が有する健康で文化的な生活を営む権利の保障は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を自覚し、あらゆる力を尽くし、協働して、その実現を図るべきこと。
- (4) 地球環境の保全は、人類共通の課題であることから、それぞれの日常活動において積極的に貢献すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に配慮するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、自ら行う事業活動が環境に影響を及ぼすことを自覚し、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害等を防止するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品又は役務等を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(環境計画の策定等)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、環境計画を定めなければならない。

2 環境計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する基本目標及び基本方針

(2) 環境の保全のために配慮すべき事項(以下「環境配慮事項」という。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するように努めるとともに、芦屋市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境計画を定めたときは、速やかにその概要を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境計画の変更について準用する。

(環境審議会の設置)

第52条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、芦屋市環境審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項又は重要事項について調査審議する。

3 審議会は、環境の保全に関する事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、専門部会を置くことができる。

5 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

資料4 第2次芦屋市環境計画についての諮問・答申

芦生総第242号
平成17年3月7日

芦屋市環境審議会
会長 盛岡 通 様

芦屋市長 山中 健

第2次芦屋市環境計画（案）について（諮問）

第2次芦屋市環境計画を策定するにあたり，緑ゆたかな美しいまちづくり条例第7条第3項の規定により，第2次芦屋市環境計画（案）について，貴審議会の意見を求めます。

以 上

平成17年6月10日

芦屋市長 山中 健 様

芦屋市環境審議会
会長 盛岡 通

第2次芦屋市環境計画（案）について（答申）

平成17年3月7日付け芦生総第242号で諮問のあった標記のことについて、
次のとおり答申します。

記

諮問された第2次芦屋市環境計画（案）について、おおむね妥当と認められます。
なお、別紙「芦屋市環境審議会意見一覧表」に示された委員からの意見を十分尊重
し、本計画を実効あるものとするため、市民、事業者との参画と協働の下、着実な施
策の推進に努められるよう要望します。

以 上

別紙「芦屋市環境審議会意見一覧表」

表中の「章及び頁数・項目」は、第2次芦屋市環境計画（案）におけるものである。

章及び頁数		項目	意見等の概要
第3章	18頁	(1)基本目標の趣旨	芦屋エコライフは、前計画では芦屋環境ライフであった。前の概念と同じなのか違うのか明確にしておく必要がある。
	19頁	(2)基本目標の実現に向けた施策の方向性(基本方針)	基本目標と基本方針の体系図は、基本目標をあまり意識せずに基本方針どおりに施策を進めていけば、自ずから基本目標が達成されるという形になっているのではないかと。基本目標はおおむね理解できる。の「芦屋エコライフの普及」というのは市民性、市民力を目指した方向を強調したいと解釈しているが。
第4章	23頁	人材の育成	地球温暖化防止活動推進員等との連携は考えているのか。
	31頁	芦屋川・宮川におけるふれあい空間の保全	前計画では、宮川の整備を水と緑のネットワークとして重要視していたが、今後どうしていくのか。 宮川の管理者は県であるが、県にお願いするだけでなく、宮川沿いの住民による協議会設置を支援するなどの試みをして欲しい。
	35,36頁	(2)自動車公害対策	芦屋の公害対策は43号線対策が最たるもの。大型車のディーゼル運行規制について、推進していくことを盛り込めないか。 ロードプライシングの成果を挙げようとするれば、思い切った通行料の値下げを働きかけないといけないので、3市共同して取り組んで欲しい。 36頁に環境ロードプライシングの試行とあるが、継続性のある表現の方が適切と考える。
第4章	42頁	新エネルギー・省エネルギー設備導入の促進	省エネや新エネに関する提案は受けてもらえるのか。
			太陽光発電などの導入を進めるとともに、情報発信に努めて欲しい。
			風力発電の導入について研究して、効果があるようなら積極的に導入することを検討して欲しい。
			ハイブリッド発電の公園などへの導入は、従来の架線によるものと比較してコスト面でも劣ることはないと思うので、そういうことも調べて考えるべきである。
			太陽光発電について、市が独自に補助するつもりはあるか。
民間やNPOを含めた仕組みを作っていくべきで、NPOの活用なども研究してはどうか。			
44頁	緑化の推進	地球温暖化の防止対策として、県の補助制度を活用しながら屋上緑化を積極的に進めていくというような観点の言葉を追記する必要があると思う。	
50頁	(3)グリーン購入の推進	市が業者を選定する際に、環境配慮を重要な選定要因として考えているか。	
53頁	(1)美しいまちなみの計画的な保全と創造	53頁の写真は、芦屋の緑が減っていることとギャップがある。このような写真は安心感を与える。計画では美しい言葉がちりばめられていて、読んでいくと(問題意識が)流れていってしまいそうに感じる。	
		「木を容易に切れない、切る場合は、代替木の植樹を行う」といった条例を制定すべき」と、市民から意見が出されている。それに対する市の回答は既存の手法で対応するとしているが、これでは不十分ではないか。	

章及び頁数		項目	意見等の概要
第4章	53頁	(1)美しいまちなみの計画的な保全と創造	個人の方は、生活とのバランスを考えると厳しいと思うが、開発事業者への指導は大事である。 景観緑三法という文言を言葉としてきっちり書かれた方が良い。
	54頁	安全・安心に配慮したまちづくり	芦屋川や宮川などの自然環境の保全を重視するのは良いことだが、異常気象などで集中豪雨があったりすることを考えて、防災面も配慮して取り組んで欲しい。
第4章	57頁	清掃活動の推進	清潔をイメージする箇所にも「美しい」という表現を用いている。もう少し言葉を厳選する必要があるのではないか。
第6章	68頁	1 進行管理体制	庁内では、総合調整会議で意見をまとめるとされているが、その縦割りがうまく機能するのかが見えてこない。
			総合調整会議については、可能な限り高いレベルで方向付けができて、調整・協議が進むことを期待している。
			環境づくり推進会議が大きな役目を果たすように書かれているが、具体的にどのような行動を期待しているのか。
			環境づくり推進会議の主な役割のは非常に難しいと思う。具体的に地球温暖化などについて、どういうことを期待しているのか。
			行動計画策定のワークショップ、市民参画というのは、どのようなシステムになっているのか。
			環境づくり推進会議は、地域で行う活動を語り合って、実行し、できなかったことを評価しながら見直しをかけて次年度に高めていく。そのようなプログラムであることは計画から読みとれる。しかし、市民団体に呼び掛けがなされていくかという所までは読み取れないがどうか。
			環境づくり推進会議を開催したときに、市内で環境保全活動を試みておられる方たちが気安く、意見交換できるような運営方法を心掛けて欲しい。また、運営は、行政ではなく市民団体が一緒になってしていくことが大事で、今後の運営方法に期待したい。
計画策定の段階で作ったエネルギーを継続させるためには、計画のフォローアップや、見直しの方法等について考慮する必要がある。			
全体		全体	県や市の環境保全に関わる支援メニューや支援を受けている市民団体の活動などを、パンフレットやホームページなどで市民に分かりやすい形で発信していただくと安心感が増す。
			芦屋では様々な活動がなされているが、そのような内容をもっと市民に紹介していくべきではないか。
			市民の環境問題に対する危機感が少ないような気がする。危機感を訴えていくことも必要ではないか。
			危機感をあおる必要はないと思う。 市民に分かるような具体的な情報を提供してはどうか。
			他市との連携について、計画の中で押さえておくべきと思う。
			連携は言ってみれば、一つの外交的な問題である。他関係団体、自治体との連携をもう少し明確にし、計画の実施に取り組んでいかれてはどうか。
			庭園都市というようなテーマは市民も知っているが、その成果を市民は知らない場合が多い。芦屋のまちがきれいになっているかどうかの確認もしていただいて、その報告もして欲しい。

資料5 用語解説

あ 行

【芦屋市リサイクル推進会議】

ごみの減量化・資源化に関する事項を協議するため、市民、小売業等の事業者、資源回収業者及び行政で構成。平成6年に設置された。

【アメニティ】

居住性が良いこと。快適で魅力ある生活環境

【移入種】

本来の生息地から人為的（意図的又は非意図的）に持ち込まれた生物のこと。移入種の中には、在来の生物種を捕食したり、住处を奪ったりするものがあるため、生物多様性の保全上、問題となっている。

【ウォータークッション】

一般には、下流部の水流を減勢するために整備する構造物。「芦屋市河川環境整備計画」では、渇水期の魚の住居と位置付けている。

【雨水浸透枳】

地下水のかん養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするための設備。雨水枳の底部を開口または多孔にして砂利や碎石を敷き並べ、雨水を地下に浸透させる。

【大阪湾環境保全協議会】

大阪湾に面する1府2県16市6町で構成されている。広域的視野に立ち、構成自治体間の相互協力を密にするとともに、住民との一層の協働関係を築き、大阪湾の保全と創造を図ることにより、良好で快適な環境を享受することのできる社会の実現を目的としている。

【大阪湾クリーン作戦】

毎年6月の環境月間に、第5管区海上保安本部を初め、関係する国の機関と大阪湾環境保全協議会構成自治体、漁業協同組合連合会等各種団体が連携して、河川、海岸、海域へのごみ投棄の防止をPRするとともに、大阪湾内のごみの回収や海浜清掃を行う事業

【オゾン層】

地上から約10～50km上空の成層圏に存在するオゾンの層。太陽光に含まれている有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。

【温室効果ガス】

熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

か 行

【ガス・コージェネレーション】

天然ガスを燃料にガスエンジンやガスタービンを回し、電気と熱を同時に作り出し利用するシステム。電気は、照明や空調等に、熱は温水や蒸気の形で取り出し、給湯、冷暖房等に利用する。電気と熱を有効利用するため、燃料のエネルギー効率は、70～80%と高くなる。

【化石燃料】

石炭、石油、天然ガスなど、大昔の動物や植物の死がいが、地下深くで変化したもの

【環境家計簿】

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの

【環境基準】

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音について定められている。

【環境教育・環境学習】

環境学習は、主体が学習側にあるという点で環境教育と使い分けられる。本計画では、児童、生徒、被雇用者に対するものを環境教育、それ以外を環境学習として表現するものとする。

【環境マネジメントシステム】

事業組織が、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価すること。具体的には、環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して、方針等を見直すという一連の手続きのこと

【環境ラベル】

製品の環境側面に関する情報を提供するものであり、「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、LCAを基礎に製品の環境情報を定量的に表示するもの等がある。

【環境ロードプライシング】

有料道路の料金に格差を設けることにより、住宅の少ない地域の道路へ大型車の交通を誘導し、住宅の多い地域への自動車交通の集中を緩和する施策

【気候変動に関する国際連合枠組条約】

地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくため、平成4年5月に採択され、平成6年3月21日に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

【京都議定書】

平成9年12月京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された気候変動枠組条約の議定書。平成17年2月に発効。日本は平成10年4月28日に署名、平成14年6月4日に批准。先進締約国に対し、平成20年～24年（2008～2012）の第一約束期間における温室効果ガスの排出を平成2年（1990）比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。

【京都議定書目標達成計画】

京都議定書に示された6%の削減を達成するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、平成17年4月28日に政府が定めた計画。2004年の地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果を踏まえ、同大綱、地球温暖化対策に関する基本方針等を引き継ぐ内容となっている。

【近郊緑地保全区域】

『近畿圏の保全区域の整備に関する法律』に基づき、無秩序な市街化の防止、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財、緑地、観光資源等の保全などを目的として指定された区域

【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること

【景観計画区域】

都市、農山漁村等における、良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域、地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域など、「景観計画」により定められた区域。景観計画区域内の建築物等の建築等に関して届出・勧告による規制が行われる。

【景観地区】

市街地の良好な景観を形成するため、都市計画に定められた地区。建築物の形態意匠の制限、建築物の高さの最高又は最低限度、壁面の位置の制限などを定めることができる。

【景観緑三法】

景観に関する法制（『景観法』）を整備するとともに、緑に関する法制の抜本的見直し（『都市緑地保全法等の一部を改正する法律』）や、屋外広告物に関する制度の充実（『景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律』）により、緑豊かな美しい景観形成の促進を図ろうとする法整備

【建築協定】

市町村の区域の一部について、『建築基準法』に基づき関係権利者が合意の下に、建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠などについて定める協定

【光化学オキシダント】

大気中の窒素酸化物や炭化水素等の物質が太陽光線のもとで光化学反応を起こし、生成されるもの

【光化学スモッグ】

夏季などの気温が高く日差しの強い風の弱い日に発生しやすく、人体に対しては目や気管支などの粘膜に刺激を与えるといわれている。

【高架裏面吸音板】

高速道路の高架下等に設置する吸音版で、その下に道路がある場合、道路を通る車両から発生し、高架の裏面ではねかえる騒音を吸音するもの。この高架裏面吸音板は、国道等に設置される遮音壁と一体となって沿道に対する騒音の低減効果を発揮する。

【高度処理】

富栄養化対策として、窒素やリンを除去する排水処理方法

【国立公園】

『自然公園法』に基づき、日本のすぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健・休養・教化に資することを目的として指定された区域をいう。六甲山系は、瀬戸内海国立公園に含まれている。

【コミュニティ道路】

人と自動車が共存する道路。車道の境をジグザグにしたり、自動車が自然に減速できるようなカーブを取り入れ、歩行者の優先を図るもの

【コンポスト】

生ごみや下水汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させ、堆肥にしたもの

さ 行

【植物群落】

同じ場所で一緒に生育している、ひとまとまりの植物群をいう。便宜的な概念で、「植生」の単位として用いられる。

【新エネルギー】

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギーなどに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。『新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）』で定める「新エネルギー等」には、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、食品廃棄物や廃材を利用した発電などバイオマスエネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コジェネレーション、燃料電池などの新しい利用形態のエネルギーが含まれる。

【人材認定等事業の登録制度】

『環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律』に基づく、民間団体、事業者などが行う環境保全に関する指導者を育成・認定する事業の登録制度。人材育成・認定に関する取組事例、人材育成のマニュアルについての情報の収集、整理、分析、その結果を提供するもの

【水質汚濁に係る環境基準】

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質について達成し、維持することが望ましい基準を定めたもので、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）の2つからなっている。

【スリム・リサイクル宣言の店】

ごみの減量化や再資源化に取り組む店舗・事業者を兵庫県5 R生活推進会議が指定したもの

【生活雑排水】

便所，台所，風呂，洗濯及び炊事等の家庭生活を営む上で排出される汚水を生活排水といい，生活排水の中でし尿を除いたもの

【生態系】

食物連鎖などの生物間の相互関係と，生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念

た 行

【ダイオキシン類】

ものの焼却の過程等で自然に生成してしまう副生成物。『ダイオキシン類対策特別措置法』では，ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン，ポリ塩化ジベンゾフラン，コプラナーPCBを含めてダイオキシン類と定義している。

【地球温暖化対策推進大綱】

京都議定書6%削減の約束を達成するため，具体的な裏付けのある対策の全体像を明らかにしている基本方針。基本的な考え方として，「環境と経済の両立」，「ステップ・バイ・ステップのアプローチ(節目の進捗見直し)」，「各界・各層が一体となった取組の推進」，「地球温暖化対策の国際的連携の確保」を方針に置く。

【地球温暖化防止活動推進センター】

『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づいて設置されるもので，地球温暖化対策に関する啓発・広報活動，地球温暖化防止活動推進員等に対する支援などを行う組織で，全国センターと都道府県毎のセンターがある。

【地区計画】

『都市計画法』に基づき比較的小規模の地区を対象に，きめ細かな計画(土地利用，施設の配置・規模，建築物の用途・形態等)を定める制度。地区特性に相応しい態様を整えた良好な環境の街区を整備し，保全するために定められている。

【中水】

下水や産業排水を浄化処理した水。下水と上水の間にあるため，中水という。雨水や水道水などに比べて，水質は低いですが，水洗トイレや冷却，散水などに利用することができる。

【低騒音舗装】

アスファルト舗装の表層の空隙を多くすることにより，自動車が走行するとき，隙間に音が吸収され，騒音が低減される。また，路面の水はけがよくなり，水しぶき，水はね，ヘッドライトの反射が減少し，ドライバーの視認性が向上するとともに，路面とタイヤ間の水膜でのスリップ防止等，交通安全上の効果もある。

また，上層に小粒径，下層に大粒径の骨材を使用することにより，騒音低減効果や耐流動性などの耐久性を向上させたものは二層式低騒音舗装と呼ばれる。

【ディーゼル自動車等運行規制】

自動車交通が集中する地域における環境基準の達成を図るため、県が基準に適合しない自動車の阪神東南部地域（神戸市灘区・東灘区、尼崎市、西宮市（北部を除く。）、芦屋市、伊丹市、ただし、阪神高速5号湾岸線は運行規制の対象から除外）での運行を規制すること。

【透水性舗装】

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果がある。また、コンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、都市部における高温化の抑制効果もある。

【特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律】

特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命もしくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的としたもので、施行期日は平成17年6月1日

な 行

【二酸化硫黄】

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

【二酸化窒素】

発生源はボイラーなどの「固定発生源」や自動車などの「移動発生源」のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。難溶性のため、呼吸時に深部の肺胞に達し、呼吸器系に影響を与える。

は 行

【ばい煙】

一般的には、燃料の燃焼などによって発生し、排出される「すす」と「煙」という意味合いであるが、『大気汚染防止法』では、「硫黄酸化物」、「ばいじん」、「有害物質」と定義している。

【ハイブリッド型発電】

ハイブリッドとは、複合、混成という意味で、ここでは、太陽光発電と風力発電を組み合わせたもの

【パーク・アンド・ライド】

自宅から最寄りの鉄道駅まで自分で自家用車を運転し、鉄道駅周辺に駐車して鉄道に乗り継ぎ、都心等の目的地まで移動する方法。途中でバスに乗り換えて目的地まで移動する方法は、パーク・アンド・バス・ライドと呼んで区別する場合もある。

【ビオトープ】

様々な生きものが、お互いに関係をもって暮らしていける空間

【光触媒】

太陽や蛍光灯などの光の下で、それ自身は変化することなく化学反応を促進する物質。光触媒は、あるエネルギー以上の光（紫外線）が当たることにより、表面で強力な酸化力を生み出し、それにより接触してくる有害物質を除去することができる。

【兵庫県5 R生活推進会議】

循環型社会の形成を目指して、県民・事業者が5 Rに配慮した生活・事業活動を推進することを目的に設置された会議

【風致地区】

『都市計画法』に基づき、都市の中の風致を維持するために定められた地区

【富栄養化】

湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移すること。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となる。

【浮遊粒子状物質】

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル）（ $\mu\text{m} = 1000$ 分の 1mm ）以下のものをいう。粒径がより小さくなると、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。また、ディーゼル車から排出されるものについては、発ガン性が疑われている。

【フロン類】

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物の総称で、色も臭いもなく、燃えない性質を持っているため、冷蔵庫などの冷媒などとして幅広く使用されてきた。しかし、CFCやHCFCなどのフロン類は、空気中への排出によって、上空のオゾン層を破壊するおそれがあるため、現在、世界的に規制が進められている。

【粉じん】

物の破碎、選別その他の機械的処理等に伴い、発生、飛散する物質

【保安林】

『森林法』に基づき、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共目的を達成するために指定された森林

【ポケットパーク】

道路わきや街区内の空地などわずかな土地を利用した小さな公園

や 行

【有害化学物質】

人の健康を損なうおそれのある化学物質をいい、『大気汚染防止法』、『水質汚濁防止法』、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』、『化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律』などで、それぞれ物質を指定し、取扱いを規制している。

【ユニバーサルデザイン】

ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること

【用途地域】

『都市計画法』に基づいて、住宅地に望ましい環境づくりや、商工業に適した地域づくりなど、それぞれの地域にふさわしい発展を促すため定められた地域区分

ら 行

【緑被率】

ある地域又は地区において緑被地の占める割合をいう。「緑被地」は、樹林地、草地、田、畑などを総称している場合と、樹木、芝、草花などで覆われた土地の部分のみをいう場合がある。

わ 行

【わがまちクリーン作戦】

ごみのない快適なまちづくりを目指し、芦屋市自治環境協議会(芦屋市自治会連合会、芦屋市環境衛生協会の2団体で構成)が主催する、市民参加による清掃活動。芦屋市内各地で昭和60年から毎年続き、春、秋の年2回実施している。

芦屋市生活環境部総務課環境保全担当

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL (0797) 38-2051

FAX (0797) 38-2162

<http://www.city.ashiya.hyogo.jp/>

発行年月 平成17年7月

人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや



エコ・ライフ・ミュージアム

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています